

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年9月18日（平成27年（行情）諮問第571号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第425号）

事件名：「第12後方支援隊苦情等の処理に関する達」と同種の文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『第12後方支援隊苦情等の処理に関する達』と同種の全ての行政文書（原議書を含む）（陸上自衛隊の方面，部隊等で苦情等の処理に関する規定をした行政文書）」（以下「本件開示請求」という。）の開示請求につき，開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件開示請求に対し，平成27年4月21日付け防官文第6871号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

開示請求した行政文書の開示を求める。

原処分で「本件開示請求は，行政文書を特定するための記述が不十分」とあるが，処分庁はこの行政文書を特定し，行政指導書面で通知した。

原処分は，開示義務を不当に回避したものであり，法5条に反し違法不当である。

（2）意見書

異議申立人から，平成27年10月28日に意見書が当審査会宛て提出された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており，その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は，「『第12後方支援隊苦情等の処理に関する達』と同種の全ての行政文書（原議書を含む）（陸上自衛隊の方面，部隊等で苦情

等の処理に関する規定をした行政文書)」の開示を求めるものであるが、行政文書開示請求書の記載では行政文書の特定が困難であったことから、異議申立人に対し、行政文書を特定するに足りる事項の記載を求めたところ、異議申立人がこれに応じなかったため、法9条2項の規定に基づき、平成27年4月21日付け防官文第6871号により形式不備による不開示決定処分（原処分）を行った。

2 補正を求めた理由

本件開示請求に対して、該当する行政文書を探索したところ、陸上自衛隊の39の部隊等で「第12後方支援隊苦情等の処理に関する達」と同種の行政文書を保有していることを確認したが、当該行政文書はそれぞれの部隊等で管理されており、また、相互に密接な関連を有する行政文書であるとも認められないことから、開示請求及び開示決定等については、それぞれの行政文書ごとに行うことが適当であると判断し、開示請求を補正するため異議申立人に対し、38件の開示請求に相当する手数料の追納又は追納しないのであれば、既に納付されていた1件分の開示請求手数料をいずれの部隊等が保有する行政文書の開示請求に充当させるのか回答を求めたものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、原処分で「本件開示請求は、行政文書を特定するための記述が不十分」としたことについて、「行政文書を特定し、行政指導書面で通知した」と主張し、開示請求した行政文書の開示を求めるが、異議申立人に対して補正を求めた理由は上記2のとおりであり、原処分が「開示義務を不当に回避したものであり、法5条に反し違法不当である」とする異議申立人の主張は全く当たらず、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成27年9月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年10月28日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成28年9月30日 | 審議 |
| ⑤ 同年10月17日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「『第12後方支援隊苦情等の処理に関する達』と同種の全ての行政文書（原議書を含む）（陸上自衛隊の方面、部隊等で苦情等の処理に関する規定をした行政文書）」の開示を求めるものである。

処分庁は、異議申立人に対し、補正を求めたが、異議申立人がこれに応じなかったことから、開示請求に係る文書の特定不十分という形式上の不

備があるとして原処分を行った。

異議申立人は、開示請求した行政文書の開示を求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件開示請求書の補正の求めについて

本件開示請求の補正の求めに係る経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

- (1) 本件開示請求に係る行政文書について、文書探索を行ったところ、平成27年2月12日時点において、39の部隊等で本件開示請求に該当する文書の保有を確認し、部隊等ごとに別個の行政文書ファイルにおいて管理していることを確認した。

平成27年2月12日付け文書において、異議申立人に対し、上記保有状況を伝えるとともに、①既に納付済みの1件分の開示請求手数料に加え残り38件分の開示請求手数料を追納するか又は②既に納付済みの1件分の開示請求手数料をいずれかの部隊等の文書の開示請求に充当させることとするかについて、同月23日までに回答するよう求めた。

- (2) これに対して、異議申立人から、平成27年2月25日付け文書により、補正には応じない意向が示され、その後3度にわたり同様の補正を求めたが、異議申立人からの回答がなかったことから、同年4月21日付けで形式上の不備により不開示とする原処分を行った。

3 形式上の不備について

諮問庁から本件開示請求の補正に係る経過文書の提示を受けて確認したところ、その補正の経緯は諮問庁の上記2の説明のとおりであった。

しかしながら、本件開示請求においては、上記2の補正の経緯を踏まえて検討すると、処分庁は、本件開示請求に係る行政文書を39の部隊等において保有していることを確認していることから、開示を求められた文書を特定できているものと認められ、開示請求に係る文書の特定が不十分であるとする諮問庁の説明は首肯できない。

一方、本件開示請求に該当する文書を39の部隊等において保有し、部隊等ごとに別個の行政文書ファイルにおいて管理しているとする諮問庁の上記2(1)の説明に特段不自然、不合理な点はなく、発簡元の部隊等ごとに別個の行政文書として開示請求手数料を納付する必要があるものと解すべきであり、本件開示請求には開示請求手数料の不足という形式上の不備があるものと認められる。

4 原処分の妥当性について

- (1) 原処分は、上記2の求補正の手続を経て行われたものであり、その手続は、法4条2項の規定の趣旨に照らしても不適切な点は認められない。
- (2) また、本件開示請求には、開示請求手数料の不足という形式上の不備

があると認められ、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められる。

したがって、処分庁においては、形式上の不備により不開示とした理由について、開示請求に係る文書の不特定ではなく、開示請求手数料の不足と本来すべきであったものの、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを理由として原処分を行ったことは妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、処分庁が、本件開示請求に対し、相当の期間を定めて補正を求めたところ、異議申立人である開示請求者からその補正がなされなかったことにより、本件開示請求に形式上の不備があることを理由に不開示とした決定は、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久